

# 平成 27 年度 第2回知的障害者の住まい検討部会

平成 27 年 6 月 23 日 (火)

18 時 00 分 ~ 20 時 00 分

KRCビル 大会議室

## 《次 第》

### 1 議題

- (1) 地域移行するための支援及び地域生活を継続するための支援について
- (2) その他

### 2 その他

## 行動援護支援者養成研修の問題

平成 27 年知的障害者住まい検討部会第 2 回資料 (神田)

20150623

### 1. 行動援護研修の現状と今後

平成 27 年度は県の地域生活支援事業で「強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践)」が実施されることで、従来、県の委託事業として行われていた神奈川県「行動援護従業者養成研修」(委託 藤沢育成会 1 回/年) が実施されないこととなった。神奈川県では昨年は川崎市 (委託 NPO 法人わになろう会 講師派遣 横浜やまびこの里) が 2 回、やまびこの里主催が 1 回行われていたが、カリキュラムが 20h→24h に変更になった事と、県の実施要項が 5 月にでたこともあり、現在指定事業所は 0 と思われる。そのため、行動援護従業のヘルパーの養成ができないこと、知的障害者の重度訪問介護のアセスメントの担い手として期待される新規行動援護事業所の指定が滞っている現状がある。

今後、行動援護研修が実施されないと、**地域生活を営む上で重要なサービスである重度訪問介護が事業所、ヘルパー不足により利用できない可能性が高い**。また平成 30 年末まで認められている GH 利用者の居宅介護のスポット利用の経過措置が廃止された場合、その代替になるのが重度訪問介護であるので、その際は GH の運営が成り立たなくなり、利用者の**地域移行 (施設→GH) も困難**になることが予想される。

### 2. 行動援護研修を実施するには

県の強度行動障害支援者養成研修は受講が GH 支援者、施設支援者の加算用件になっていため、ヘルパーの受講は困難。また 24h のカリキュラムを指定を取って実施できる事業所が市内にどれほどあるかが問題 (実施の問題としては 4 日間のカリキュラムを実施するだけのマンパワーがあるか? 内容の問題としては障害特性、環境アプローチの支援を伝えられるか)。そのため、事業所単体ではなく、「チーム横浜」のような形で主だった社会福祉法人が連携して研修を実施できないか検討している。具体的な受け皿として「横浜市知的障害者施設協議会」の下部組織である「居宅・移動支援部会」を想定している。

法人格が無いと指定がとれないので指定を「公益社団法人かながわ福祉振興会」にとってもらい、事務局機能を持たせることを想定している。H28 年度にまずは移動支援の研修からスタートさせ、その後、行動援護研修を実施するスキームを想定。

内容についても、ヘルパー、居宅介護事業所向けとするために神奈川県行動援護従業者研修を担ってきたメンバーを中心に作成中。

横浜市からの財政的な援助が期待される。